

人の輪

HUMAN CIRCLE

ヒューマン サークル
No.77 発行 岸和田市人権協会 / 岸和田市 / 岸和田市教育委員会
事務局 人権・男女共同参画課 (TEL 072-423-9562) / 人権教育課
2018年3月18日(日) 発行



山直中学校 2年 生徒作品



山直北小学校 6年 児童作品



旭小学校 1年 児童作品



城内小学校 2年 児童作品



大宮小学校 4年 児童作品



東光小学校 5年 児童作品



野村中学校 3年 生徒作品



朝陽小学校 3年 児童作品



葛城中学校 1年 生徒作品



産業高校 1年 生徒作品

人権に関する相談窓口

ひとりで悩まずにご相談ください。

人権相談(電話・面接)

午前9時～午後5時

(土・日・祝日、年末年始を除く)

人権擁護委員による面接相談

4月より

第1・第3金曜日

岸和田市役所1階 相談室

第4水曜日

貝塚市役所4階 人権政策課

いずれも午後1時～午後4時

*3月の相談はお問い合わせください。

お問い合わせ

人権・男女共同参画課

人権推進担当 ☎072-423-9562

ご存知ですか? 本人通知制度

住民票の写しや全部事項証明書(戸籍謄本)などを代理人や第三者に交付したことを登録者本人に郵送でお知らせするものです。この制度により、委任状の偽造などがあった時に早期に発見することができます。希望する人は申請してください(山滝支所、各サービスセンターでは申請できません)。

※登録期間は3年。延長する場合は新たに申請が必要です。

対象	本市の戸籍及び住民基本台帳に記載されている(いた)人
登録に必要なもの	来庁者の運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類 (代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は全部事項証明書(戸籍謄本)などの資格を証明する書類)
お問い合わせ	市民課住民担当 ☎072-423-9454

知っていますか？

AV (アダルトビデオ) 出演強要問題

JK (女子高校生) ビジネス問題

児童や若い女性被害にあうこれらの問題は、女性に対する暴力、そして重大な人権侵害です。

AV出演強要問題

契約後、AVに出演させられるとわかり断ろうとしても、高額な違約金を請求されたり、親や先生にばらすなどと言われたりして、本人の意思に反して出演を強要されるなどの問題が発生しています。きっかけは、モデルやアイドルなどのスカウトや高収入アルバイトの応募などです。

JKビジネス

健全な営業を装いながら、JKに性的なサービスを提供させるなど、児童の性を売り物とする営業のこと。「散歩」や「添い寝」「撮影会」など様々なタイプが出てきています。

あなたや大切な人が
被害にあわないために

内閣府では、啓発サイトを開設し、被害事例や相談窓口等を掲載しています。

▼ 内閣府男女共同参画局ホームページ

内閣府 AV JK

検索

「モデル・アイドルになりませんか」と声をかけられた…

「高収入アルバイト」に応募した…



「その契約、大丈夫？」
～知っていますか？AV出演強要問題～

そうだったのか

障害者差別解消法

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざし、法律が施行されてもうすぐ2年。私たちができることをもういちど考えてみましょう。

ポイントは2つ

① 不当な差別的取り扱いの禁止… 障害を理由に差別をしてはいけません。

② 合理的配慮の提供… 障害のある人が障害のない人と同様のサービスを受けられるよう、社会の中のバリアを取り除くための手立てを求めた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること。お金がかかりすぎたりして合理的配慮ができないときは本人に理解を求め、他の方法を考えます。

	市役所など	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

障害を理由とした差別とは？

障害があるからといって、障害のない人と違う対応をすることは差別にあたります。正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

障害があるというだけで、サービスの提供を拒否

例) 障害があるから、とアパートを貸さない。

サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限

例) 車いすユーザーだから、と入店を拒否。

障害のない人にはつけない条件をつける

例) 保護者や介助者がいないから、と入店を拒否。

合理的配慮とは？

障害のある人が何をしてほしいのかを伝え、会社・お店などは、何ができるのかを考えましょう。例えば、次のようなものがあります。

物理的環境への配慮

例) 車いすユーザーのために段差に携帯スロープを渡す、高い所にある商品を取って渡すなど

意思疎通の配慮

例) 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなど

ルール・慣行の柔軟な変更

例) 障害の特性に応じた休憩時間の調整など

私たちにできること～例えば、こんなことから始めてみませんか～

- 障害のある人を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか？」と声をかける。
- 電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。
- 点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。
- 「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

障害を理由とする差別などで困ったときは？

人権・男女共同参画課(☎072-423-9562)、障害者支援課(☎072-423-9526 FAX072-431-0580)



ヘルプマークを知っていますか

これは、援助や配慮を必要としていることのサインです。

外見ではわかりにくい障害のある方、難病の方、妊娠初期の方などが利用します。

近くにいる人がヘルプマークを身につけているのを見かけたら…。少し勇気を出して、できることから始めてみませんか？

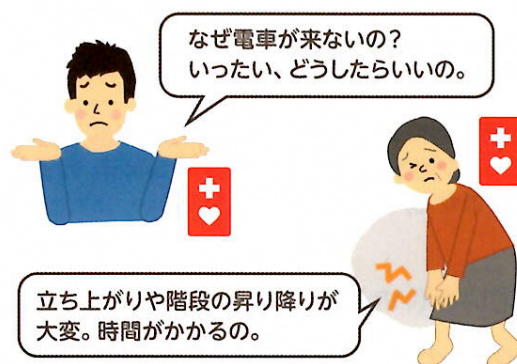
電車やバスの中で

まずは、「何か、配慮が必要かなあ」と気づきましょう。そして、「大丈夫ですか」「ここに座りませんか」と声をかけたり、席をゆずったりしましょう。



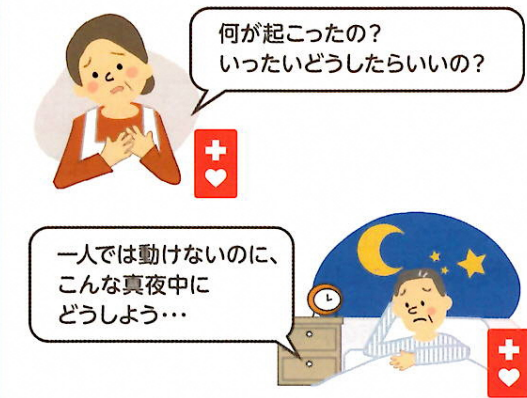
駅や商業施設などで

突発的なことに対応できにくい人や何気ない動作が困難な人がいます。「大丈夫ですか」「お手伝いしましょうか」と声をかけ、できることから始めてみましょう。



災害時には

安全に避難するための支援をしましょう。わかりやすい方法で情報を伝える、すばやく移動できるように介助するなどの支援をしましょう。



ヘルプカードを無料配布しています

お問い合わせ

障害者支援課障害福祉担当 ☎072-423-9446